

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○道路の区域変更(2件)	(道 路 課) 1
○道路の供用開始	( " ) 1
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託	(港 湾 課) 1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2

## 告 示

### 高知県告示第415号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成21年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
とんぼクリニッ 吾川郡いの町205番地 平21・5・1  
ク

### 高知県告示第416号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 家後岩戸真幸

### 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市波介字七反田 4345番1から 土佐市波介字松本 3599番1まで	前	10.0 }	155
	後	18.2 }	155
		43.3	

#### 高知県告示第417号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村名越屋 字笹ガ谷435番から 高岡郡日高村名越屋 字笹ガ谷438番まで	前	3.6 }	205
	後	7.0 }	205
		21.0	

#### 高知県告示第418号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市甲原字林シ3683番1 から 土佐市甲原字林シ3682番2 まで	29	平成21年6月2 日

#### 高知県告示第419号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務(調定事務を除く。)を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

港湾名	港湾施設名	委託者		委託期間
		所在地	名称	
高知港	係留施設及び船舶給水施設並びに高知港第7ふ頭三里地区の港湾施設(係留施設及び給水施設を除く。)	高知市仁井田字新港4700番地	高知ファズ株式会社	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
須崎港	係留施設及び野積場	須崎市港町81番3	社団法人須崎埠頭協会	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
下田港	係留施設及び野積場	四万十市下田1910番地15	下田海運協同組合	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係	宿毛市片島1番77号	片島地区長 橋本 邦	平成21年4月1日から

留施設及び野積場		彦	平成22年3月31日まで
宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場	宿毛市大島6番24号	大島地区長 中町 忠政	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場	宿毛市小筑紫町小筑紫104番16	小筑紫地区長 小海 苗実	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、久礼田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	久米 静彦	南国市久礼田1230
〃	竹村 章孝	〃 〃 926
〃	久米 廣久	〃 〃 1266
〃	吉川 孝雄	〃 〃 1328
〃	徳橋 淳一	〃 〃 1208
〃	高芝 澄生	〃 〃 966
〃	徳橋 昭俊	〃 〃 1502-5
監事	澤村 明夫	〃 〃 1539
〃	澤村 豊	〃 〃 1539
〃	久米 廣美	〃 〃 1225-9
(就任)		
理事	久米 静彦	南国市久礼田1230
〃	竹村 章孝	〃 〃 926
〃	島田 正慶	〃 〃 1236
〃	吉川 孝雄	〃 〃 1328
〃	徳橋 淳一	〃 〃 1208
〃	高芝 澄生	〃 〃 966
〃	徳橋 昭俊	〃 〃 1502-5
監事	澤村 豊	〃 〃 1539
〃	徳橋 一憲	〃 〃 1209
〃	吉川勇和夫	〃 〃 1263-3

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年6月2日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
  - (1) 警備業務の区分
    - ア 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）
  - (2) 種別
    - ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
    - イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
  - (3) 実施期日
    - ア 新規取得講習
 

平成21年7月7日（火）から同月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
    - イ 追加取得講習
 

平成21年7月13日（月）から同月15日までの3日間
  - (4) 実施場所
 

高知市朝倉倉375番地1 ふくし交流プラザ
- 2 受講者定員
 

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

  - (1) 新規取得講習 25人
  - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
  - (1) 新規取得講習
 

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

    - ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限

る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込み

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習 F A X 申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成21年6月8日（月）及び9日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成21年6月10日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成21年6月15日(月)から同月17日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）をはり付けたもの）1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面1通

(ア) 3の(1)のアに該当する者には、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得

講習にあっては38,000円、追加取得講習にあっては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備担当係